

平成23年6月22日

会 員 各 位

社団法人 日本病院薬剤師会

感染制御認定薬剤師の認定申請について（Q&A）

平素より当会の運営にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「感染制御認定薬剤師の認定申請」に関するQ&Aを作成いたしました。

これから認定申請を予定されている方は参考にして下さい。

感染制御認定薬剤師の認定申請に関するQ&A

(問1)

認定申請資格(2)にある「薬剤師としての実務経験を5年以上有し、」というのは、薬剤師免許登録後5年間以上の期日が経過していればよいのでしょうか。

(答)

「薬剤師としての実務経験を5年以上有し、」とは、医療機関等で実際に薬剤師職員として5年以上従事していることを指します。そのため、薬剤師免許登録後の学生、大学・企業等で研究開発等に従事した期間は対象外となります。

(問2)

認定申請資格(2)にある「薬剤師としての実務経験を5年以上有し、日本病院薬剤師会あるいは日本薬剤師会の会員であり、かつ、別に定める学会のいずれかの会員であること。」において、会員歴が認定審査で問われることはあるのでしょうか。

(答)

会員歴は認定審査で問われることはありません。申請時に、認定申請資格に記載のある団体に入会していることが認定申請の条件となります。

(問3)

認定申請資格(3)にある「薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師」とは、具体的にどの認定制度を指すのでしょうか。

(答)

現在、「生涯研修認定制度による認定薬剤師」とは薬剤師認定制度認証機構により認証を受けた認定制度のうち、認証番号が「G」から始まる認定制度による認定薬剤師を指します。詳細は薬剤師認定制度認証機構のホームページをご覧ください。

(問4)

現在、日本薬剤師研修センター認定薬剤師の認定申請中です。近々、認定される見込みですが、この場合でも感染制御認定薬剤師の認定申請を行うことは可能でしょうか。

(答)

申請時において、日本薬剤師研修センター認定薬剤師でなければなりません。したがって、「近々、認定される見込み」という場合は、感染制御認定薬剤師の認定申請の対象とはなりません。認定申請資格(3)にあるすべての認定薬剤師が同様の取扱いとなります。

(問5)

日本病院薬剤師会生涯研修の認定証を平成13年～平成15年までの3年間および平成17年～平成19年まで3年間ずつ合計6年間にわたり、単年度の生涯研修認定を受けております。通算すると6年間の認定を受けている状況ですが、平成16年度は、業務が多忙だったため、生涯研修の単年度認定の申請を行うことができませんでした。この場合でも、感染制御認定薬剤師の認定申請を行うことは可能でしょうか。

(答)

日本病院薬剤師会の生涯研修履修認定薬剤師とは、生涯研修認定制度に定める所定単位を5年間連続して取得された方に認定が与えられるものであり、通算で5年以上あっても連続して取得していなければ履修認定に該当しません。したがって、感染制御認定薬剤師の認定申請の対象とはなりません。

また、生涯研修履修認定の有効期限は5年間です。有効期限内に感染制御認定薬剤師の認定申請を行う必要がありますのでご注意ください。

(問6)

認定申請資格(4)にある「申請時において、引き続いて3年以上、施設内の感染対策委員会または院内感染対策チームの一員(院内感染対策チームと連携しての活動を含む)として感染制御活動に従事していること」という要件について、海外留学、転勤、産休・育休等による勤務中断がある場合、連続性についてはどの程度まで許容されるのでしょうか。

(答)

認定審査委員会で個別に審査いたします。したがって、認定申請する際には、中断した理由と中断期間などを記述した説明文書(書式自由)を添付してください。

なお、様式2において、申請者本人が所属長の場合は、施設長の署名もしくは記名・押印としてください。

(問7)

認定申請資格(5)にある「施設内において、感染制御に貢献した業務内容及び薬剤師としての薬学的介入により実施した対策の内容を20例以上報告できること。」の「20例以上」とはどのように解釈するのでしょうか。

(答)

実務経験として20例以上を求めているということであって、それ以上の報告があっても申請書には20例分のみを厳選して記載してください。

「感染制御に貢献した内容」とは、下記の8項目について申請者個人が薬学的な介入、支援したことを指します。業務内容の報告には、薬剤師として申請者本人が感染制御に貢献した具体的内容を、下記の①～⑧の項目のうち5項目以上についてそれぞれ1例以上、記載してください。また、他の医療従事者など複数で感染制御に貢献した場合には、申請者本人がどのように関与・寄与したのかを明確にしてください。

- ① 院内ラウンド・抗菌薬などのサーベイランスを積極的に実施または参画し、薬剤師として薬学的介入及び支援したことで感染制御に貢献した事例、症例。
- ② 薬物血中濃度モニタリング業務を積極的に実施し、薬剤師として薬学的介入及び支援したことで感染制御に貢献した事例、症例。
- ③ 薬剤管理指導業務、病棟業務などにおいて、薬剤師として薬学的介入及び支援したことで感染制御に貢献した事例、症例。

- ④ ICC、ICT、薬事委員会などにおいて、薬剤師として薬学的知識、技術などを活用して感染制御に貢献した事例。
- ⑤ 薬剤部門での業務(製剤、注射剤調剤など)において、薬剤師として薬学的知識、技術などを活用して感染制御に貢献した事例(注射剤調製方法の手順変更など)。
- ⑥ 各医療機関・施設単位で感染対策マニュアルや抗菌薬ガイドラインを作成・変更して感染制御に貢献した事例。
(医療機関・施設で実際に使用されているガイドライン等で申請者個人が関与した内容について、具体的内容を記載してください。)
- ⑦ 抗菌薬の使用制限を実施するなど、各医療機関・施設単位で抗菌薬の適正な使用に貢献した事例。
- ⑧ 院内(施設内)においてその他の感染制御に貢献した事例、症例。

(問8)

業務内容の要約を作成する際の留意点はありますか。

(答)

1. 分量の加減により患者の状態が変化した場合は、必ず薬剤量の変化がわかるように記載してください。(前後の因果関係が不明瞭な場合は不認定とする可能性があります。)
2. 1業務報告あたり200～500字程度(要約の本文として)に要約してください。
3. 薬剤名は、商品名ではなく、一般名を用いてください。
4. 誤字、脱字のないようにしてください。(例 他剤⇔多剤)
(誤字、脱字は不認定とする可能性があります。)

(問9)

認定申請資格(6)にある「所定の単位(20時間、10単位)」とは、どのように解釈すればよいのでしょうか。

(答)

認定申請の対象となる講習会受講の累積時間を計算して、20時間以上に達すれば認定申請の対象となります。

(問10)

認定申請の対象となる講習会について、どのようなものが該当するのでしょうか。

(答)

厚生労働省、日本病院薬剤師会、各都道府県病院薬剤師会が実施する講習会や日本医療薬学会、日本薬学会、日本臨床薬理学会、日本TDM学会、ICD制度協議会に加盟している学会・研究会が主催する講習会・セミナー等が該当します。

該当性の判断ができない場合には、認定申請書に受講した講習会・セミナー等の情報を記入し、プログラム及び受講証明の写しを添付してください。認定審査委員会で個別に審査いたします。

いずれの講習会においても、プログラム及び受講の証明となるものの添付がない場合には、無効といたします。なお、学会参加証(ネームカード)は受講の証明としては認められません。

(問 11)

感染制御認定薬剤師認定試験に合格しましたが、試験合格の有効期間は決められているのでしょうか。

(答)

感染制御認定薬剤師認定試験に合格した際の有効期間は試験合格後 1 年間です。「試験合格の有効期間は 1 年間」とは、試験と同一年度の認定申請及び次年度の認定申請(試験合格時より約 1 年後) の 2 回にわたり有効ということです。

(問 12)

感染制御認定薬剤師の認定申請に提出した申請書類は、後日、申請者に返却されるのでしょうか。

(答)

申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。なお、申請書類は、一定期間保管した後、適切に処理いたします。

(問 13)

感染制御認定薬剤師の認定申請後の認定審査料の返納は、可能なのでしょうか。

(答)

認定審査料は審査結果に関わらず返納いたしませんので、予めご了承ください。